

(証券コード 9265)
2019年8月9日

株 主 各 位

福岡市中央区渡辺通三丁目6番15号
ヤマシタヘルスケアホールディングス株式会社
代表取締役 山下 尚 登
執行役員 社長

第2回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第2回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年8月27日（火曜日）午後6時00分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年8月28日（水曜日）午前10時
2. 場 所 福岡市中央区渡辺通一丁目1番2号
ホテルニューオータニ博多 3階 芙蓉の間
3. 目的事項
報告事項
 1. 第2期（2018年6月1日から2019年5月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第2期（2018年6月1日から2019年5月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する業績連動報酬導入の件

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、株主ではない代理人および同伴の方など、議決権を行使することができる株主以外の方はご入場いただけませんので、ご注意ください。
 - ◎ 次の事項につきましては、法令ならびに当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.yhchd.co.jp>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。したがって、本招集ご通知に記載している連結計算書類および計算書類は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会および会計監査人が監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。
 - ① 連結計算書類の連結注記表
 - ② 計算書類の個別注記表
 - ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.yhchd.co.jp/>) に掲載いたします。
 - ◎ 当日は軽装（クールビズ）にて対応させていただきますので、株主の皆様におかれましても、軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

〔添付書類〕

事業報告

(2018年6月1日から2019年5月31日まで)

1. 当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、相次ぐ自然災害が大きな影響を与えたものの、企業の設備投資の増加や、雇用・所得環境の改善による個人消費の回復等により、緩やかな回復基調で推移いたしました。一方、通商問題の動向や金融資本市場の変動の影響により、世界経済の不確実性が増し、年度後半は国内経済も不安定な状況で推移いたしました。

医療業界におきましては、医療制度改革が進められる中、2018年度診療報酬・介護報酬の同時改定が実施されました。本改定は、増加傾向が続く医療費・介護費の伸びを抑制するという方向性を維持したものとなっており、医療機関経営への厳しい影響も想定されることから、各医療機関は引き続き事業環境変化への対応が求められる状況となっております。また、2019年4月に施行された改正医療法・医師法において、医師確保計画の策定、医師の働き方改革等への施策が打ち出されるなど、地域医療構想の実現に向けた取り組みが進められております。

当医療機器業界におきましては、償還価格改定に伴う販売価格引き下げ要求に加え、医療機関の経営改善に資する提案等への要請が高まっており、各企業は更なる価格競争力の強化、コスト削減による収益力の向上、顧客ニーズへの対応力強化が求められる状況となっております。また、医療その他周辺分野の技術革新が急速に進む中、業界の垣根を超えた新規参入、業界の再編の動きも活発化するなど、企業間競争はますます激化しております。

このような状況の中、当社グループは、本年度よりグループ3社を当社の直接の子会社として並列化する新体制へと移行し、グループ管理の一元化による管理体制の強化及び効率化に取り組んでまいりました。

中核事業である医療機器販売業におきましては、営業体制の強化による付加価値向上や地域市場における競争力強化への取り組み等の効果に加え、医療機関の設備投資需要の回復等、市場環境の好転もみられたことから、全事業分野において前年実績を上回る売上高を計上いたしました。また、今後市場拡大が見込まれる医療IT分野におきましては、電子カルテ等の医療情報システム構築支援のほか、合併事業である医科向け会員ネットワーク（E P A R K）の普及拡大に取り組んでまいりました。

物流部門におきましては、本年度より、統括部署としてM A L (Medical Active logistics) 事業部を新設し、S P D事業の推進と収益性の向上、および物流の更なる効率化とコスト削減に取り組んでおり、物流部門の生産性向上に成果をあげております。

医療機器製造・販売業におきましては、台湾の医療機器メーカーと協力し、手術器械の単回使用化への取り組みに着手するなど、整形インプラント事業の更なる成長を図っております。

この結果、当連結会計年度における売上高は、615億33百万円（前年同期比4.8%増）となりました。利益面につきましては、売上増加による売上総利益の増加により、営業利益は5億22百万円（前年同期比39.9%増）、経常利益は6億17百万円（前年同期比37.3%増）となりました。また、特別損益におきましては、連結子会社である株式会社トムスののれんの減損処理により特別損失2億10百万円を計上した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は1億44百万円（前年同期比34.5%減）となりました。

セグメント別の売上高は次のとおりであります。

【医療機器販売業】

売上高は610億92百万円（前年同期比4.7%増）となりました。

（一般機器分野）

結石破碎装置や生体情報モニタリングシステム等の医療機器備品、MRI等の高度診断機器類の売上増加により、97億31百万円（前年同期比12.7%増）となりました。

（一般消耗品分野）

SPD契約施設における医療機器消耗品の売上増加により216億23百万円（前年同期比1.4%増）となりました。

（低侵襲治療分野）

内視鏡手術システム等のサージカル備品やIVE（内視鏡処置用医療材料）等の売上増加により167億19百万円（前年同期比3.5%増）となりました。

（専門分野）

人工関節や骨折治療材料等の整形消耗品、眼底撮影装置等の眼科備品の売上増加により108億30百万円（前年同期比3.3%増）となりました。

（情報・サービス分野）

電子カルテシステム等の医療IT機器の売上増加により21億87百万円（前年同期比24.9%増）となりました。

【医療機器製造・販売業】

主としてグループ開発製品である整形外科用インプラントを製造・販売しており、売上高は3億74百万円（前年同期比5.3%減）となりました。

【医療モール事業】

主として賃料収入により、売上高は73百万円（前年同期比1.1%減）となりました。

（注）セグメント別の売上高には、セグメント間の内部取引高を含んでおります。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は63百万円であり、その主なものは、子会社における貸出用備品の購入費用、および業務用システム等の開発・購入費用であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の医療業界におきましては、本年10月に予定されている消費税増税に伴い、医療機関の消費税負担が増加することから、これを和らげるため、診療報酬本体が0.41%引き上げられる予定となっております。また、地域包括ケアシステムの構築が進められる中、団塊ジュニア世代が高齢者となる2040年を展望した次なる医療体制構築に向けた協議も進められております。これらの新しい施策が講じられる一方、団塊世代の高齢化が進んでいることから、今後も国民医療費・介護費の抑制や単価の引き下げは継続されることが予測されております。

各医療機関におきましては、引き続き事業環境の変化への対応が求められており、低侵襲治療による入院日数の短縮化、電子カルテや医療ICT等情報システムの整備、医療機器購買システムの採用等による経費削減等、経営の効率化にむけた施策が推し進められております。

当医療機器業界におきましては、これら医療機関のコスト意識の高まりに伴い、医療材料の販売価格引き下げ交渉や同一系列病院における価格の統一要請のほか、メーカーからの仕入れ価格の値上げ要請が行われるなど、ますます厳しい状況になることも予測されます。これらを背景に、各企業は、医療機関の経営改善や効率化に貢献しうる複合的なサービスの提供を求められる状況となっております。

このような経営環境の中、当社グループは、医療機器の販売およびサービスの提供を通じて「地域のヘルスケアに貢献する」ことを経営の基本方針とし、次期は持株会社化より3期目となります。次期におきましては、グループ各社の営業面における連携強化を進めるとともに、管理部門の効率化とガバナンス体制の強化によってグループ経営の一層の進化を図ってまいります。

また、次に掲げる課題にグループ一丸となって全力で取り組み、更なる企業価値の向上を実現し、顧客はもちろんのこと株主の皆様のご期待に応えられるよう努めてまいります。

① 継続的な収益力の向上

顧客への高品質なサービスを維持しつつ、グループ全従業員が常に収益を意識し、着実かつ継続的に利益を生み出す構造改革の実現によって、収益力の向上を目指してまいります。取引先医療機関の経営改善やコスト削減に関するニーズの高まりに応えるべく、当社グループの有する企画提案力を高めるとともに、仕入先メーカーや協力企業各社との関係を強化し、商品提案力の向上を図るなど、ソリューション型営業活動の実践を通じて、顧客の信頼を得ることにより、市場競争力を高め、事業基盤を強化してまいります。

② 将来を見据えた新たな収益源の創出

外部環境が厳しさを増し、競争も激化する中、安定的に利益を確保していくため、既存の事業をベースに、収益源の多角化を図り、新たな収益源の創出を目指してまいります。

成長性の高い医療IT分野におきましては、電子カルテ普及拡大に取り組むとともに、医療情報技師認定資格者を増員し、システム提案能力を向上させてまいります。また、電子カルテとの連動性が高い注射薬・医療材料認識システムを開発する新興企業と連携し、同システムの普及促進を図ってまいります。

さらに、本年7月、自然落下式輸液装置を開発する企業と資本業務提携を結び、医療機関や在宅医療向けのレンタルビジネスを開始いたしました。今後、この事業を通じて新業態の開発に取り組んでまいります。

整形インプラントの製造・販売事業では、台湾の医療機器メーカーと協力し、手術器械の単回使用化を実用レベルに引き上げ、事業収益の拡大を図ってまいります。

③ コーポレート・ガバナンスに関する対応

当社グループは、法令遵守に基づく企業倫理の重要性を認識するとともに、変動する企業環境に対応した迅速な経営意思決定と、経営の健全性向上を図ることによって企業価値を継続して高めていくことを経営上の最重要課題のひとつとして位置付けております。その実現のために、株主の皆様をはじめ、お客様、取引先、地域社会、従業員等の各ステークホルダーとの良好な関係を築くとともに、株主総会、取締役会、監査等委員会、会計監査人等、法律上の機能制度を一層強化・改善・整備しながら、コーポレート・ガバナンスを充実させてまいります。

また、株主・投資家の皆様へは、迅速かつ正確な情報開示に努めるとともに、幅広い情報公開により、経営の透明性を高めてまいります。

④ グループ経営管理機能の強化

収益力の向上を追求するとともに、直接利益につながる事業活動以外の管理業務においても、業務の標準化・効率化によって、無駄なコストを抑制または削減する取り組みを継続的に行い、管理コストの削減を図ってまいります。

また、持株会社によるグループ運営体制をさらに充実させ、グループ各社の営業面にお

ける連携を促進するとともに、管理部門の効率化とガバナンス体制の強化を図り、グループ経営の一層の進化を図ってまいります。

⑤ 健康経営の推進

当社グループは、従業員が健康的に働くことができる職場環境の整備に努めており、時間外労働の削減や有給休暇の取得促進、全従業員の健康診断受診やストレスチェックの実施とそれらの結果を踏まえた産業医との個別面談・指導等を行っております。

今後は、喫煙者率の引き下げおよび受動喫煙防止対策、運動不足解消への取り組みを更に進め、グループ全体での健康経営への取り組みを強化してまいります。また、交通安全取組企業として、交通安全宣言に基づき、グループ全体で交通安全に取り組んでまいります。

⑥ グループ価値の創造

当社グループは、医療機関をはじめとするすべてのステークホルダーの真の満足を高め、信頼いただけるようなグループへ発展することを目指すため、事業活動を通じたサービスの提供のみならず、地域及び社会への貢献によって、継続的にグループ価値の向上を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

| 区 分 | 第1期 | 第2期 (当連結会計年度) |
|---------------------------|--------|------------------|
| 売上高 (百万円) | 58,692 | 61,533 |
| 経常利益 (百万円) | 449 | 617 |
| 親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円) | 220 | 144 |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 87.04 | 56.57 |
| 総資産 (百万円) | 20,813 | 20,320 |
| 純資産 (百万円) | 6,273 | 6,372 |

(注) 1. 当社は、前連結会計年度において株式移転により設立されたため、それ以前の財産および損益の状況については記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況 (2019年5月31日現在)

① 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

| 会社名 | 資本金 | 当社の出資比率 | 主要な事業内容 |
|---------------|-----------|---------|---------------|
| 山下医科器械株式会社 | 494,025千円 | 100% | 医療機器の販売 |
| 株式会社イーピーメディック | 35,000千円 | 100% | 医療機器の輸入、製造、販売 |
| 株式会社トムス | 10,000千円 | 100% | 医療機器の販売 |

当事業年度末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

| | |
|----------------------------------|----------------|
| 特定完全子会社の名称 | 山下医科器械株式会社 |
| 特定完全子会社の住所 | 長崎県佐世保市湊町3番13号 |
| 当社および当社の完全子会社における特定完全子会社の株式の帳簿価額 | 4,722百万円 |
| 当社の総資産額 | 5,870百万円 |

(7) 主要な事業内容

当社グループは、主に、医療機器メーカーより仕入れた医療機器を、病院をはじめとする医療機関等に販売しており、診療分野、販売活動の形態、取扱商品の特徴に応じて、次の部門および分野構成で事業を行っております。

| 事業部門 | 事業分野 | 取扱商品および事業内容 |
|------------|-----------|--|
| 医療機器販売業 | 一般機器分野 | 手術室関連機器、外来診察機器、病棟関連機器およびリハビリ関連機器の販売 |
| | 一般消耗品分野 | 医療用消耗品、臨床検査試薬等の販売およびS P Dの請負 |
| | 低侵襲治療分野 | 医用内視鏡およびI V E、サージカル、I V R、循環器関連処置具の販売 |
| | 専門分野 | 整形外科関連製品、理化学機器、眼科機器、皮膚・形成関連機器、透析関連機器の販売 |
| | 情報・サービス分野 | 医療事務用コンピュータ、電子カルテ、I Tシステム等の販売、医療ガス配管工事請負、メンテナンスサービス、医療廃棄物収集運搬請負および新規開業支援 |
| 医療機器製造・販売業 | | 整形インプラントやプライベートブランドの製造・販売 |
| 医療モール事業 | | 医療モールの運営、管理 |

(8) 主要な事業所

- ① 当社の主要な事業所
本社（福岡県福岡市）

- ② 子会社の主要な事業所
【山下医科器械株式会社】

| | | |
|--------|--|---|
| 本社 | 福岡本社（福岡県福岡市） | 佐世保本社（長崎県佐世保市） |
| 支社・営業所 | 福岡支社（福岡県福岡市） 筑後支社（福岡県久留米市） 長崎支社（長崎県長崎市） 熊本支社（熊本県熊本市） 宮崎営業所（宮崎県宮崎市） | 北九州支社（福岡県北九州市） 佐賀支社（佐賀県佐賀市） 佐世保支社（長崎県佐世保市） 大分支社（大分県大分市） 鹿児島支社（鹿児島県鹿児島市） |
| 物流拠点 | 鳥栖物流センター（佐賀県鳥栖市） 鳥栖SPDセンター（佐賀県鳥栖市） | 長崎物流センター（長崎県諫早市） 福岡SPDセンター（福岡県福岡市） |
| 医療モール | 東手城ヘルスケアモール（広島県福山市） | |

- 【株式会社イーピーメディック】
本社（福岡県福岡市）

- 【株式会社トムス】

| | | |
|-----|--------------------------------|-----------------------------------|
| 本社 | 福岡本社（福岡県福岡市） | |
| 営業所 | 福岡営業所（福岡県福岡市） 中国営業所（広島県広島市） | 熊本営業所（熊本県熊本市） 鹿児島営業所（鹿児島県鹿児島市） |

(9) 従業員の状況

① 当社グループの従業員の状況

| 従業員数 | 前期末比増減 |
|------|--------|
| 552名 | 4名減 |

(注) 従業員数は、就業人員であり、パートタイマー240名を含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

| 従業員数 | 前期末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|------|--------|-------|--------|
| 19名 | 1名減 | 43.7歳 | 12.5年 |

- (注) 1. 従業員数は、就業人員（出向者）であります。
2. 平均勤続年数の算定にあたっては、山下医科器械株式会社における勤続年数を通算しております。

(10) 主要な借入先の状況

該当事項はありません。

(11) その他当社グループの現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 8,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 2,553,000株 (自己株式71株を含む)
- (3) 当期末株主数 3,879名

(4) 大株主 (上位10名)

| 株主名 | 持株数 | 持株比率 |
|--------------------------|---------|-------|
| | 株 | % |
| 山下尚登 | 348,400 | 13.65 |
| 株式会社 ミック | 272,952 | 10.69 |
| 山下弘高 | 130,000 | 5.09 |
| ヤマシタヘルスケアホールディングス社員持株会 | 105,232 | 4.12 |
| 山下耕一 | 93,900 | 3.68 |
| 株式会社 親和銀行 | 48,000 | 1.88 |
| 株式会社 光通信 | 47,533 | 1.86 |
| 山下浩 | 43,000 | 1.68 |
| 内藤征吾 | 38,900 | 1.52 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) | 36,200 | 1.42 |

(注) 持株比率は自己株式 (71株) を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2019年5月31日現在）

| 会社における地位 | 氏 名 | 担当および重要な兼職の状況 |
|----------------------|---------|---|
| 代表取締役社長 | 山 下 尚 登 | 山下医科器械株式会社 代表取締役社長 |
| 取 締 役 | 北 野 幸 文 | 山下医科器械株式会社 取締役執行役員営業本部長 |
| 取 締 役 | 伊 藤 秀 憲 | 山下医科器械株式会社 取締役執行役員管理本部長 |
| 取 締 役 | 嘉 村 厚 | 山下医科器械株式会社 取締役執行役員ソリューション事業推進部長 |
| 取 締 役 (常勤監査等委員) | 松 尾 正 剛 | 山下医科器械株式会社 監査役 |
| 取 締 役 (監 査 等 委 員) | 古 閑 慎一郎 | |
| 取 締 役 (監 査 等 委 員) | 山 下 俊 夫 | 弁護士（山下・川添総合法律事務所代表） イサハヤ電子株式会社 社外監査役 |

- (注) 1. 監査等委員である取締役松尾正剛、古閑慎一郎および山下俊夫の3氏は、社外取締役であります。
2. 監査等委員である取締役松尾正剛氏は、長年の金融機関の経営を通じて培われた豊富な経験と幅広い見識から、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 当社は、監査等委員である取締役松尾正剛、古閑慎一郎および山下俊夫の3氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指名し、同取引所に届け出ております。
4. 当社は、監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集および重要な社内会議における情報共有ならびに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能とすべく、松尾正剛氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 当社は、2019年6月1日付で執行役員制度を導入いたしました。同日付で就任した執行役員は次のとおりであります。

| 地 位 | 氏 名 | 担 当 |
|---------------|---------|--------|
| 代表取締役 執行役員 社長 | 山 下 尚 登 | |
| 取締役 執行役員 | 伊 藤 秀 憲 | |
| 執行役員 | 越 智 潤 一 | 経営企画室長 |

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、監査等委員である取締役松尾正剛、古閑慎一郎および山下俊夫の3氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金200万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

(3) 取締役の報酬等の額

| 区 分 | 人 数 | 報 酬 等 の 総 額 |
|-----------------|-------------|-------------------------|
| 取締役（監査等委員を除く） | 2名 | 49,560千円 |
| 取締役（監査等委員） | 3名 | 19,710千円 |
| 合 計 （うち社外役員） | 5名 （ 3名） | 69,270千円 （ 19,710千円） |

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2018年8月28日開催の第1回定時株主総会において年額100,000千円以内（うち社外取締役分は年額20,000千円以内）と決議いただいております。
2. 上記の他、取締役（監査等委員を除く）が子会社から受けた報酬につきましては、6,900千円（2名）であります。
3. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2018年8月28日開催の第1回定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

| 区分 | 氏名 | 重要な兼職の状況 |
|------------------|-------|---|
| 社外取締役 (監査等委員) | 山下 俊夫 | 弁護士(山下・川添総合法律事務所代表) イサハヤ電子株式会社 社外監査役 |

(注) 当社グループと各兼職先との間に特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

| 区分 | 氏名 | 主な活動状況 |
|--------------------|--------|---|
| 社外取締役 (常勤監査等委員) | 松尾 正剛 | 当事業年度において開催された取締役会20回の全てに、また、監査等委員会13回の全てに出席しているほか、その他の重要な会議に出席して取締役の職務執行をモニタリングし、必要に応じ、当社の財務および会計ならびに内部統制システム、リスク管理体制の構築・維持について意見を述べております。 |
| 社外取締役 (監査等委員) | 古閑 慎一郎 | 当事業年度において開催された取締役会20回の全てに、また、監査等委員会13回の全てに出席し、必要に応じ、経営コンサルタントの経歴を通じて培われた企業経営に関わる専門的見地から、助言、提言を行っております。 |
| 社外取締役 (監査等委員) | 山下 俊夫 | 当事業年度において開催された取締役会20回のうち15回に、また、監査等委員会13回のうち全てに出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から、当社のコンプライアンス体制の構築・維持について意見を述べております。 |

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(注) 2018年8月28日開催の第1回定時株主総会において、新たに有限責任監査法人トーマツが当社の会計監査人に選任されたことに伴い、当社の会計監査人であった有限責任 あずさ監査法人は退任いたしました。

(2) 報酬等の額

| | | 有限責任監査法人 トーマツ | 有限責任 あずさ 監査法人 | 支給額合計 |
|---|--------------------------------------|------------------|------------------|----------|
| ① | 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 24,750千円 | 8,720千円 | 33,470千円 |
| ② | 当社および当社子会社が支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額 | 27,250千円 | 8,720千円 | 35,970千円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等についてその適切性・妥当性を検証した結果、上記の報酬等の額は合理的なものであると判断し、同意いたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人（有限責任監査法人トーマツ）に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、『企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」の適用に関する助言・指導』等を委託しております。

(注) 当社と有限責任 あずさ監査法人との間において、該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他業務の適正を確保するための体制として当社が取締役会において決議した事項は、次のとおりであります。

- ① 当社および当社子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ア. 当社は、法令および定款の制定・改廃、経営環境の動向、社会情勢の動向に応じて、適宜、当社グループの役職員に対して必要な教育・訓練を実施する。
 - イ. 定款および社内規程・基準、指示文書等は、グループウェアを用い、容易に閲覧・確認できる状態を維持する。
 - ウ. 当社は、当社グループの役職員に対し、年1回以上、コンプライアンス研修を実施し、コンプライアンス意識の醸成、向上を図る。
 - エ. 監査室は、全ての部署に対し、年1回以上、その日常活動の監査を実施し、これを当社社長および監査等委員会に報告する。
 - オ. 法令違反その他コンプライアンス違反の未然防止および早期発見、是正をはかるため、「内部通報運用基準」に基づき、当社グループの全ての役職員が利用できる内部通報窓口を設置する。なお、通報者に対しては、当該通報をしたことを理由とする不利益な取り扱いを行わない。
 - カ. リスク管理委員会は、当社グループ全体のリスクマネジメントに関する課題等について協議する。また、役職員に法令違反、社内規程違反行為があった場合は、原因究明、再発防止策の実施を推進する。
 - キ. 反社会的勢力との一切の関係を遮断し、不当要求等の介入に対しては、「反社会的勢力対応基準」に基づき毅然とした態度で臨み、断固としてこれを排除する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - ア. 各種文書、帳票ならびに情報については「文書および情報管理規程」に基づき適切に作成、保存、管理する。
 - イ. 取締役の職務の執行に必要な文書について、取締役または監査等委員会から閲覧の要請があった場合には速やかに対応する。

- ③ 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ア. 「重要情報管理規程」に基づく「重要情報取扱手順」に従い、迅速かつ適切なリスク管理を行う。
 - イ. 当社グループのリスク管理を担う機関としてリスク管理委員会を設置し、当社グループ全体のリスクマネジメントに関する課題・対応策について検討する。
- ④ 当社および当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ア. 取締役会で選任された取締役および当社子会社の取締役を構成員としてグループ経営会議を構成し、代表取締役社長の監督の下、「組織規程」に定められた職務権限の範囲で業務執行を迅速に進める。
 - イ. 取締役会は、経営方針や経営に係る重要事項およびグループ経営会議からの付議事項を審議する。
 - ウ. 「関係会社管理規程」に基づき、子会社の代表取締役に対して、四半期毎に営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社の取締役会での報告を義務づけ、必要に応じ、当社の取締役会にて審議を行う。
- ⑤ 当社および当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ア. 当社は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の事業運営に関する重要な事項について情報交換、協議するなど、子会社の統括的な管理を行うとともに、その会計状況を定期的に監督する。
 - イ. 監査室は子会社に対する監査結果等について、定期的に当社社長および監査等委員会に報告する。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査等委員会がその職務を補助すべき取締役および使用人を設置することを求めた場合、取締役会は速やかに人事的対応をはかる。
- ⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性ならびに当該取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ア. 監査等委員会の職務を補助する使用人の任命・異動・人事考課については、監査等委員会の同意を要する。
 - イ. 当社は、監査等委員会の職務を補助する使用人に対し、会社の業務執行をさせず、監査等委員会の指揮命令に従わせるものとする。
- ⑧ 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）および使用人ならびに当社子会社の取締役等および使用人等が当社の監査等委員会に報告をするための体制その他の当社の監査等委員会への報告に関する体制

- ア. 当社グループの役職員は、「監査等委員会規程」および「監査等委員会監査等基準」に従い、監査等委員会が求める報告および情報提供を行う。
 - イ. 当社グループの役職員は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは、速やかに監査等委員会に報告する。
 - ウ. 当社グループの役職員から内部通報窓口に通報があった場合は、速やかに監査等委員会に報告を行う体制とする。
 - エ. 監査等委員会に対して前各号の報告あるいは通報をした者に対しては、当該報告等をしたことを理由とする不利益な取り扱いを行わない。
- ⑨ 監査等委員である取締役の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- ア. 当社は、監査等委員会からその職務の執行について必要な費用の前払等の請求があった場合、速やかに当該費用または債務を処理する。
 - イ. 当社は、監査等委員会からの求めがある場合、監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用等について、毎年、一定額の予算を設ける。
- ⑩ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ア. 監査等委員である取締役は、取締役会のほか、グループ経営会議その他の重要な会議に出席し、意見を述べるができる。
 - イ. 監査等委員会は、半期に1回以上、取締役会において監査活動結果の報告を行う。
 - ウ. 監査等委員会は、必要に応じて、代表取締役、監査法人または会計監査人、監査室と会合をもち、意見交換を行う。
 - エ. 監査等委員会から内部統制システムおよび監査体制の実効性に係わる意見があった場合、取締役会はその改善について審議し、その結果を監査等委員会に報告する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① グループ管理体制

持株会社として、当社グループ全体の経営戦略の策定、経営資源の配分および子会社の業務執行に関する監督機能を発揮することにより、当社グループ各社の採算性と事業責任の明確化に努めました。

② コンプライアンス

当社グループの全役職員を対象とした研修を適宜実施するほか、経営トップからコンプライアンスの重要性や企業倫理の確立に向けたメッセージを繰り返し発信するなど、コンプライアンス意識の向上に取り組みました。

また内部通報・相談窓口については、継続的に従業員への周知を行い、適切な運用に努めました。

- ③ リスク管理体制
リスク管理委員会を開催し、各種リスクに関する対応策について検討の上、取締役会に報告し協議を行うなど、リスク管理の強化に取り組みました。
中核子会社である山下医科器械株式会社におきましては、各物流センターの連携を図ることで、災害発生時における安定的な商品供給体制の確保に努めました。
- ④ 取締役の職務執行状況
取締役会を20回開催し、経営に関する重要事項の決定、各業務執行取締役の業務執行状況の監督を行いました。取締役会では、審議時間を十分確保することで、充実した議論が行われております。
- ⑤ 監査等委員会の職務執行状況
監査等委員会を13回開催し、取締役会等における重要案件の問題点や意思決定プロセスの妥当性等について協議し、取締役会にて意見を述べるなど、監督機能強化、議論の実効性向上を図りました。また、毎月、監査室から監査結果報告を受け、必要に応じて指示をするなど、監査の実効性向上に努めました。
- ⑥ 内部監査・子会社管理
「内部監査規程」に基づき、当社グループの内部監査を実施いたしました。
また「関係会社管理規程」に基づき、子会社の事業運営に関する重要事項について情報交換、協議するなど、子会社管理・支援の強化に取り組みました。
- ⑦ 財務報告に係る内部統制
財務報告に係る内部統制につきましては、当社グループの事業環境に関わる様々なリスクの評価を行い、内部統制が有効かつ継続的に機能するよう、統制環境の整備、統制活動の推進およびモニタリング等を実施いたしました。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(注) 本事業報告に記載している金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(2019年5月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-----------------|-------------------|--------------------|-------------------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流動資産 | 15,137,619 | 流動負債 | 13,249,996 |
| 現金及び預金 | 2,335,526 | 支払手形及び買掛金 | 7,632,967 |
| 受取手形及び売掛金 | 10,155,562 | 電子記録債務 | 4,484,001 |
| 商品 | 2,470,649 | 未払法人税等 | 195,165 |
| 貯蔵品 | 24,351 | 賞与引当金 | 414,234 |
| その他 | 168,909 | その他 | 523,628 |
| 貸倒引当金 | △17,380 | | |
| | | 固定負債 | 698,367 |
| | | 退職給付に係る負債 | 476,246 |
| | | その他 | 222,120 |
| | | 負債合計 | 13,948,363 |
| 固定資産 | 5,183,101 | (純資産の部) | |
| 有形固定資産 | 3,667,762 | 株主資本 | 6,058,556 |
| 建物及び構築物 | 1,921,751 | 資本金 | 494,025 |
| 土地 | 1,660,356 | 資本剰余金 | 627,796 |
| その他 | 85,654 | 利益剰余金 | 4,936,854 |
| 無形固定資産 | 172,569 | 自己株式 | △120 |
| のれん | 112,000 | その他の包括利益累計額 | 313,800 |
| その他 | 60,569 | その他有価証券評価差額金 | 400,715 |
| 投資その他の資産 | 1,342,769 | 退職給付に係る調整累計額 | △86,914 |
| 投資有価証券 | 748,269 | | |
| 関係会社株式 | 42,742 | | |
| 繰延税金資産 | 218,185 | | |
| その他 | 345,775 | | |
| 貸倒引当金 | △12,204 | | |
| | | 純資産合計 | 6,372,357 |
| 資産合計 | 20,320,721 | 負債及び純資産合計 | 20,320,721 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2018年6月1日から2019年5月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 |
|-----------------|------------|
| 売上 | 61,533,254 |
| 売上原価 | 55,027,808 |
| 売上総利益 | 6,505,446 |
| 販売費及び一般管理費 | 5,983,130 |
| 営業利益 | 522,316 |
| 受取利息 | 1,726 |
| 受仕取配当金 | 8,810 |
| 持分法による投資利益 | 29,874 |
| 受取手の他料 | 17,649 |
| 営業外費用 | 20,620 |
| 支払利息 | 25,186 |
| 支手形売却 | 3,376 |
| その他 | 4,621 |
| 経常利益 | 974 |
| 特別損 | 8,972 |
| 有価証券売却損 | 24,212 |
| 減価償却損 | 210,993 |
| 税金等調整前当期純利益 | 235,206 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 241,110 |
| 法人税等還付税額 | △1,667 |
| 法人税等調整額 | △1,859 |
| 当期純利益 | 237,583 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 144,422 |
| | 144,422 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2018年6月1日から2019年5月31日まで)

(単位：千円)

| | 株主資本 | | | | |
|-------------------------|---------|---------|-----------|------|-----------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 当期首残高 | 494,025 | 627,796 | 4,858,809 | △88 | 5,980,542 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | — | — | △66,376 | — | △66,376 |
| 親会社株主に帰属する 当期純利益 | — | — | 144,422 | — | 144,422 |
| 自己株式の取得 | — | — | — | △31 | △31 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） | — | — | — | — | — |
| 当期変動額合計 | — | — | 78,045 | △31 | 78,013 |
| 当期末残高 | 494,025 | 627,796 | 4,936,854 | △120 | 6,058,556 |

| | その他の包括利益累計額 | | | 純資産合計 |
|-------------------------|------------------|------------------|-------------------|-----------|
| | その他有価証券 評価差額金 | 退職給付に係る 調整累計額 | その他の包括利益 累計額合計 | |
| 当期首残高 | 364,703 | △72,179 | 292,523 | 6,273,066 |
| 当期変動額 | | | | |
| 剰余金の配当 | — | — | — | △66,376 |
| 親会社株主に帰属する 当期純利益 | — | — | — | 144,422 |
| 自己株式の取得 | — | — | — | △31 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） | 36,012 | △14,735 | 21,277 | 21,277 |
| 当期変動額合計 | 36,012 | △14,735 | 21,277 | 99,291 |
| 当期末残高 | 400,715 | △86,914 | 313,800 | 6,372,357 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2019年5月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-----------------|------------------|------------------|------------------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流動資産 | 174,421 | 流動負債 | 46,883 |
| 現金及び預金 | 114,987 | 未払金 | 23,908 |
| 未収入金 | 30,323 | 預り金 | 6,661 |
| その他の | 29,110 | 賞与引当金 | 16,313 |
| | | 負債合計 | 46,883 |
| 固定資産 | 5,695,648 | (純資産の部) | |
| 投資その他の資産 | 5,695,648 | 株主資本 | 5,823,187 |
| 投資有価証券 | 25,500 | 資本金 | 494,025 |
| 関係会社株式 | 5,663,837 | 資本剰余金 | 5,169,812 |
| 繰延税金資産 | 6,251 | 資本準備金 | 5,169,812 |
| その他の | 60 | 利益剰余金 | 159,461 |
| | | その他利益剰余金 | 159,461 |
| | | 繰越利益剰余金 | 159,461 |
| | | 自己株式 | △112 |
| | | | |
| | | 純資産合計 | 5,823,187 |
| 資産合計 | 5,870,070 | 負債及び純資産合計 | 5,870,070 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2018年6月1日から2019年5月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | |
|--------------|---------|----------------|
| 営業収益 | 320,580 | |
| 受取配当金収入 | 127,650 | 448,230 |
| 一般管理費 | | 320,289 |
| 営業利益 | | 127,940 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 0 | |
| その他 | 166 | 166 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 29 | |
| その他 | 11 | 40 |
| 経常利益 | | 128,066 |
| 税引前当期純利益 | | 128,066 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 3,500 | |
| 法人税等調整額 | △432 | 3,067 |
| 当期純利益 | | 124,999 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2018年6月1日から2019年5月31日まで)

(単位：千円)

| | 株主資本 | | | | | | | 純資産合計 |
|---------|---------|-----------|-----------|---------------------|---------|------|-----------|-----------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | 自己株式 | 株主資本合計 | |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金合計 | その他利益剰余金 繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 | | | |
| 当期首残高 | 494,025 | 5,169,812 | 5,169,812 | 100,839 | 100,839 | △80 | 5,764,596 | 5,764,596 |
| 当期変動額 | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | — | — | — | △66,376 | △66,376 | — | △66,376 | △66,376 |
| 当期純利益 | — | — | — | 124,999 | 124,999 | — | 124,999 | 124,999 |
| 自己株式の取得 | — | — | — | — | — | △31 | △31 | △31 |
| 当期変動額合計 | — | — | — | 58,622 | 58,622 | △31 | 58,590 | 58,590 |
| 当期末残高 | 494,025 | 5,169,812 | 5,169,812 | 159,461 | 159,461 | △112 | 5,823,187 | 5,823,187 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年7月18日

ヤマシタヘルスケアホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 次 男 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 高 尾 圭 輔 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ヤマシタヘルスケアホールディングス株式会社の2018年6月1日から2019年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ヤマシタヘルスケアホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年7月18日

ヤマシタヘルスケアホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 次 男 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 高尾 圭 輔 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ヤマシタヘルスケアホールディングス株式会社の2018年6月1日から2019年5月31日までの第2期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2018年6月1日から2019年5月31日までの第2期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年7月23日

ヤマシタヘルスケアホールディングス株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 松尾正剛 ㊟

監査等委員 古閑慎一郎 ㊟

監査等委員 山下俊夫 ㊟

(注) 監査等委員松尾正剛、古閑慎一郎及び山下俊夫は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、剰余金の処分につきましては、将来の事業展開と経営体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ、株主の皆様への安定的かつ継続的な配当を実施することを基本方針とし、連結配当性向30%を基準に、業績等を勘案して利益還元を行っております。

期末配当に関する事項

上記方針に基づき検討いたしました結果、当期の期末配当につきましては、1株につき42円とさせていただきますと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金42円
総額107,223,018円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2019年8月29日


第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。


なお、監査等委員会は、各候補者について、当事業年度における業務執行状況および業績等を評価した上で、取締役候補者として適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 | 現在の当社における地位・担当 | 候補者属性 |
|-------|-------------------|----------------|-------|
| 1 | やました なおと 山下 尚登 | 代表取締役 執行役員 社長 | 再任 |
| 2 | きたの ゆきふみ 北野 幸文 | 取締役 | 再任 |
| 3 | いとう ひでのり 伊藤 秀憲 | 取締役 執行役員 | 再任 |
| 4 | かむら あつし 嘉村 厚 | 取締役 | 再任 |

| 候補者 番号 | 氏 名 (生年月日) | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 | 所有する 当社株式の数 |
|--|---|---|----------------|
| 1 | <p style="text-align: center;">やま した なお と 山下尚登 (1955年1月24日)</p>  | <p>1977年 4月 アロカ株式会社入社 1978年 7月 山下医科器械株式会社入社 1982年 5月 同社福岡営業所長 1988年 3月 同社取締役 1990年10月 同社常務取締役 1994年10月 同社代表取締役専務 1997年 6月 同社代表取締役社長 2006年 7月 同社代表取締役会長 2008年 7月 同社代表取締役社長 2009年 6月 同社代表取締役社長 兼 営業統括本部長 2011年 6月 同社代表取締役社長 (現任) 2017年12月 当社代表取締役社長 2019年 6月 当社代表取締役執行役員社長 (現任)</p> | 348,400株 |
| <p>【選任の理由】 これまで、長年において代表取締役社長として当社グループを牽引し、事業拡大に貢献してきた実績と経験、経営全般における豊富な見識を有することから、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き、取締役として選任をお願いするものであります。</p> | | | |

| 候補者 番号 | 氏 名 (生 年 月 日) | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 | 所有する 当社株式の数 |
|---|---|--|----------------|
| 2 | <p style="text-align: center;">きた の ゆき ふみ 北 野 幸 文 (1965年11月28日)</p>  | <p>1988年 4 月 山下医科器械株式会社入社 2002年 5 月 同社福岡支社長 2004年 5 月 同社営業本部営業企画部長 2007年 5 月 同社経営企画室長 2007年 8 月 同社取締役経営企画室長 2009年 6 月 同社取締役営業統括本部副本部長 兼 長崎・福岡エリア本部長 2011年 6 月 同社取締役営業本部副本部長 兼 SPDセンター長 2011年 8 月 同社執行役員営業本部副本部長 兼 SPDセンター長 2012年 6 月 同社執行役員営業本部副本部長 兼 情報流通推進部長 2015年 8 月 同社取締役執行役員営業本部副本部長 兼 情報流通推進部長 2015年 9 月 同社取締役執行役員営業本部副本部長 兼 情報流通推進部長 兼 営業管理部長 2016年 6 月 同社取締役執行役員営業本部副本部長 2016年 8 月 同社取締役執行役員営業本部長 (現任) 2017年12月 当社取締役 (現任)</p> | 3,700株 |
| <p>【選任の理由】 これまで、取締役として当社グループの営業部門を牽引し、事業拡大に貢献してきた実績と豊富な経験、業界に関する高い知見を有していることから、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き、取締役として選任をお願いするものであります。</p> | | | |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 | 所有する 当社株式の数 |
|---|---|--|----------------|
| 3 | <p style="text-align: center;">いとう ひでのり 伊藤 秀憲 (1956年8月2日)</p>  | <p>1979年 4月 株式会社親和銀行入行 1997年 6月 同行日野支店長 2005年 2月 同行東京支店長 兼 東京事務所長 2007年 3月 同行営業統括部長 2007年10月 同行執行役員福岡営業部長 2008年 3月 同行退職 2008年 4月 山下医科器械株式会社入社、管理部長 2008年 8月 同社取締役管理部長 2011年 6月 同社取締役管理本部長 2011年 8月 同社取締役執行役員管理本部長（現任） 2017年12月 当社取締役 2019年 6月 当社取締役執行役員（現任）</p> | 3,400株 |
| <p>【選任の理由】 経営管理に関する豊富な経験と高い見識を有していること、また、これまで取締役として、当社グループの経営管理機能向上に貢献してきた実績を有していることから、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き、取締役として選任をお願いするものであります。</p> | | | |

| 候補者 番号 | 氏 名 (生 年 月 日) | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 | 所有する 当社株式の数 |
|--|--|---|----------------|
| 4 | <p style="text-align: center;">かむら あつし 嘉村 厚 (1961年7月25日)</p>  | <p>1985年 8月 山下医科器械株式会社入社 2001年 5月 同社鳥栖営業所長 2004年 5月 同社営業本部長 2004年 8月 同社取締役営業本部長 2006年 7月 同社常務取締役営業本部長 2007年 5月 同社常務取締役新規事業本部長 2007年 8月 同社取締役新規事業本部長 2009年 6月 同社取締役営業統括本部副本部長 兼 中部・南九州エリア本部長 2011年 6月 同社取締役事業開発部長 2011年 8月 同社執行役員事業開発部長 2014年 6月 同社執行役員ソリューション事業推進部長 2016年 8月 同社取締役執行役員ソリューション事業推 進部長 (現任) 2017年12月 当社取締役 (現任)</p> | 5,600株 |
| <p>【選任の理由】 これまで、取締役として、当社グループの営業部門を牽引し、事業拡大に貢献してきた実績と豊富な経験、業界に関する高い知見を有していることから、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き、取締役として選任をお願いするものであります。</p> | | | |

(注) 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。


第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件


監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のため1名増員し、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしますと存じます。


なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

| 候補者 番号 | 氏名 | 現在の当社における地位・担当 | 候補者属性 |
|-----------|---------------------|----------------|----------|
| 1 | まつお せいごう 松尾 正剛 | 取締役常勤監査等委員 | 再任 社外 独立 |
| 2 | こが しんいちろう 古閑 慎一郎 | 取締役監査等委員 | 再任 社外 独立 |
| 3 | やました としお 山下 俊夫 | 取締役監査等委員 | 再任 社外 独立 |
| 4 | おのだ みどり 斧田 みどり | - | 新任 社外 独立 |

| 候補者 番号 | 氏 名 (生年月日) | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 | 所有する 当社株式の数 |
|--|---|--|----------------|
| 1 | <p data-bbox="284 273 491 344">まつ お せい ごう 松尾正剛 (1951年6月18日)</p>  | <p data-bbox="538 228 1168 636"> 1974年 4月 株式会社親和銀行入行 1993年 2月 同行城南支店長 2001年 6月 同行取締役福岡地区本部長 兼 福岡支店長 2003年 6月 同行常務取締役長崎地区本部長 2005年 6月 同行常務取締役福岡地区本部長 2007年 7月 同行常務取締役 2007年10月 同行参与 2008年 8月 同行退職 2008年 8月 山下医科器械株式会社社外監査役（常勤） 2015年 8月 同社社外取締役（常勤監査等委員） 2017年12月 同社監査役（現任） 2017年12月 当社社外取締役（常勤監査等委員） （現任） </p> | 1,800株 |
| <p data-bbox="258 654 1350 775"> 【選任の理由】 金融機関の経営により培われた豊富な経験と幅広い見識を有していること、また、これまで当社の社外監査役、監査等委員である社外取締役として適切な助言、提言を行ってこられた実績を踏まえ、引き続き、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。 </p> | | | |

| 候補者 番号 | 氏 名 (生 年 月 日) | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 | 所有する 当社株式の数 |
|---|---|---|----------------|
| 2 | <p data-bbox="279 204 495 272">こ が しんいちろう 古 閑 慎一郎 (1955年11月11日)</p>  | <p data-bbox="541 193 1186 536"> 1978年 4 月 古閑桂介税務会計事務所入所 1988年 8 月 同事務所退所 1988年 9 月 株式会社ビジネスコンサルタント入社 1997年 7 月 同社マネージャー 2002年10月 同社コーディネーター 2005年 4 月 同社マネージングコーディネーターコンサル ルタント 2012年 3 月 同社退職 2012年 8 月 山下医科器械株式会社社外取締役 2015年 8 月 同社社外取締役（監査等委員） 2017年12月 当社社外取締役（監査等委員）（現任） </p> | 1,100株 |
| <p data-bbox="272 551 415 582">【選任の理由】</p> <p data-bbox="257 589 1345 672">経営コンサルタントとして培われた会社経営に関わる専門的な知見と豊富な経験を有していること、また、これまで当社の社外取締役として適切な助言、提言を行ってこられた実績を踏まえ、引き続き、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。</p> | | | |

| 候補者 番号 | 氏 名 (生 年 月 日) | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 | 所有する 当社株式の数 |
|--|---|---|----------------|
| 3 | <p style="text-align: center;">やま した とし お 山下 俊 夫 (1957年1月31日)</p>  | <p>1986年 4 月 長崎県弁護士会登録 塩飽志郎法律事務所入所</p> <p>1992年 4 月 同事務所退所</p> <p>1992年 5 月 山下俊夫法律事務所（現山下・川添総合法律事務所）を開設、同代表に就任（現任）</p> <p>2005年 8 月 山下医科器械株式会社社外監査役</p> <p>2012年 4 月 九州弁護士会連合会理事長</p> <p>2012年 6 月 イサハヤ電子株式会社社外監査役（現任）</p> <p>2015年 8 月 山下医科器械株式会社社外取締役（監査等委員）</p> <p>2017年12月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）</p> | 6,100株 |
| <p>【選任の理由】</p> <p>弁護士として培われた豊富な経験と専門的見識を有していること、法律事務所の代表として経営者としての豊富な経験と見識を有していること、また、これまで当社の社外監査役、監査等委員である社外取締役として適切な助言、提言を行ってこられた実績を踏まえ、引き続き、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。</p> | | | |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 | 所有する 当社株式の数 |
|-------|--|---|----------------|
| 4 | <p style="text-align: center;">おのだ 斧田みどり (1961年11月10日)</p>  | <p>1984年 4月 大和証券株式会社福岡支店入社 1997年 10月 中央監査法人福岡事務所入所 2001年 3月 公認会計士登録 2001年 4月 税理士登録 2002年 2月 斧田みどり公認会計士事務所を開設、同所長に就任（現任） 2006年 8月 社会福祉法人愛知学院監事 2007年 11月 大野城市公共サービス改革委員会委員（現任） 2011年 7月 大野城市上下水道事業運営審議会委員（現任） 2017年 6月 社会福祉法人愛知学院評議委員（現任） 2019年 6月 日本公認会計士協会北部九州会副会長（現任）</p> <p>【選任の理由】 公認会計士、税理士として培われた豊富な経験と専門的知識を有していること、また、公認会計士事務所の代表として経営者としての豊富な経験と見識を有していることを踏まえ、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。</p> | — 株 |

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 各候補者は、社外取締役候補者であります。
 3. 古閑慎一郎氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、「選任の理由」に記載のとおり、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に果たしていただけるものと判断しております。
 4. 松尾正剛氏の監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年8ヶ月であります。
 5. 古閑慎一郎氏の監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年8ヶ月であります。
 6. 山下俊夫氏の監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年8ヶ月であります。
 7. 当社は、社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金200万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としており、松尾正剛氏、古閑慎一郎氏および山下俊夫氏が再任された場合は、当該責任限定契約を継続する予定であります。また、斧田みどり氏の選任が承認可決された場合は、同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。
 8. 当社は、松尾正剛氏、古閑慎一郎氏および山下俊夫氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。各氏が再任された場合は、引き続き独立役員として届け出る予定であります。また、斧田みどり氏の選任が承認可決された場合は、同氏を同様に独立役員として届け出る予定であります。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する業績連動報酬導入の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額は、2018年8月28日開催の第1回定時株主総会において、年額100,000千円以内（うち社外取締役分は年額20,000千円以内）と決議いただいております。この報酬額の範囲内において、コーポレートガバナンス・コードの趣旨を踏まえ、取締役の業績向上のインセンティブを高め、会社業績の一層の向上を目指すため、定額報酬とは別に単年度毎に実施する業績連動報酬の導入をいたしたいと存じます。本報酬の導入について承認可決した場合、各取締役に対する金額は、ご承認いただいた上限金額（年額）の範囲内で、指名報酬委員会の審議・答申のうえ取締役会にて決議するものとしたたく存じます。

なお、現在の取締役（監査等委員である取締役を除く）は4名であり、第2号議案が承認可決されましても員数に変更はありません。また、本報酬の支給対象に監査等委員である取締役は含んでおりません。

「業績連動報酬」の上限金額と金額算定の基準は、以下のとおりであります。

連結売上高営業利益率が1%を超えた場合に、監査等委員を除く取締役に対し役職に応じ、連結営業利益に対して下記の比率を乗じた金額（年額）を支給する。

| 役 職 | 連結営業利益に対する比率 | 上限額（年額） |
|---------------------|--------------|----------|
| 取締役 執行役員 社長 | 0.80% | 15,000千円 |
| 取締役 副社長 (注1) | 0.60% | 12,000千円 |
| 専務取締役 (注1) | 0.50% | 10,000千円 |
| 常務取締役 (注1) | 0.40% | 8,000千円 |
| 取締役（監査等委員である取締役を除く） | 0.25% | 5,000千円 |

(注) 1. 取締役 副社長、専務取締役、常務取締役については、現在任命はありませんが、今後任命される場合を想定して設定しております。

2. 本報酬金額算定に際し、連結営業利益の10百万円未満を切り捨てるものとしたします。

以 上

株主総会会場ご案内図



会場

福岡市中央区渡辺通一丁目1番2号

ホテルニューオータニ博多 3階 芙蓉の間

TEL 092-714-1111

交通

- 地下鉄七隈線 渡辺通駅より徒歩1分(2番出口)
- 地下鉄空港線 天神駅より徒歩15分
- 西鉄天神大牟田線 薬院駅より徒歩5分
- 西鉄バス 渡辺通一丁目停留所または柳橋停留所より徒歩1分

※受付開始は、午前9時を予定しております。

※駐車場はご用意しておりません。公共交通機関をご利用いただきますようお願い申し上げます。